

1. 一般廃棄物処理実施計画

(1) 計画区域の状況（鹿島市全域）

区 分		人 口 （ 人 ）	面 積 （ k m ² ）
計 画 区 域	令和4年度	28,007	112.10

(2) 一般廃棄物の区分

①ステーション回収

種 類		収集容器	収集頻度
もえるごみ		指 定 袋	週2回
生ごみ堆肥化（一部大字納富分地区）		指定回収バケツ	週2回
容 器 包 装 リ サ イ ク ル	もえないごみ かん類	指 定 袋	月2回
	もえないごみ びん類	指 定 袋	月2回
	ペットボトル	指 定 袋	月2回
	容器包装の包装紙・紙箱類	指 定 袋	週1回
	容器包装プラスチック・ビニール類	指 定 袋	週1回
もえないごみ その他		指 定 袋	月2回
粗大ごみ		ステッカー	月1回

②集団回収

新聞・雑誌・古着・段ボール・アルミ缶・廃食用油

③拠点回収

紙パック・食品トレイ・乾電池・蛍光管

(3) 市で処分できないもの

処理困難物	廃タイヤ、バッテリー、農機具、廃油、農業用ビニール、農薬、太陽熱温水器、浴槽、かわら、ブロック、レンガ、コンクリート、砂利、建築廃材、石膏ボード、バイク（125cc 以上）、消火器、ガスボンベ、塗料（ペンキ等）、医療廃棄物、漁網・海苔網、その他爆発性・感染性・毒性のあるもの、家電リサイクル対象機器、大型木くず等
産業廃棄物	事業活動から排出される燃え殻、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類等その他法令で定めるもの

市が処理しない処理困難物及び産業廃棄物については、排出者が自ら各品目の販売店や取扱店等に依頼して処理してもらうか、一般廃棄物、産業廃棄物の処理業者に依頼して適正に処理しなければならない。

◎災害時に発生した一般廃棄物を処理する際は、委託事業者による処理を基本とし、必要と認められるものについては、臨時的なものを含み処理の許可を出せるものとする。

(4) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み (単位：t/年)

区 分	令和4年度	搬入施設
も え る ご み	6, 8 1 9	さが西部クリーンセンター
も え ない ご み そ の 他	2 4 3	中尾リサイクルセンター さが西部クリーンセンター
粗 大 ご み	3 8 9	中尾リサイクルセンター さが西部クリーンセンター
も え ない ご み か ん 類	1 0 0	中尾リサイクルセンター他
も え ない ご み び ん 類	1 4 0	中尾リサイクルセンター他
ペ ッ ト ボ ト ル	6 5	中尾リサイクルセンター他
容 器 包 装 包 装 紙 ・ 紙 箱 類	3 0	中尾リサイクルセンター
紙 パ ッ ク	1 0	中尾リサイクルセンター
容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク ・ ビ ニ ー ル 類	5 0	中尾リサイクルセンター
上記以外の硬質プラスチック	5	中尾リサイクルセンター
小 型 家 電	2	中尾リサイクルセンター
乾電池・小型充電式電池	5	中尾リサイクルセンター

蛍 光 管	2	中尾リサイクルセンター
堆肥用生ごみ	90	中尾リサイクルセンター
新聞・雑誌・段ボール・古着	200	中尾リサイクルセンター リサイクル業者
玉ねぎ、みかん残渣	200	白石地区有機センター (有)野口 (大村市)
計	8,350	

2. 一般廃棄物の処理主体

計画区域内から発生する一般廃棄物（ごみ）は、排出者が自ら適正に処理するか、又は市、若しくは委託業者並びに許可業者が適正に処理（資源化）を行う。

（1）家庭系ごみ回収分

区 分		収集・運搬	中間処理	最終処分
もえるごみ		委託業者	さが西部クリーンセンター	
		許可業者		
生ごみ堆肥化		委託業者	鹿島環境整備社により堆肥化	
容器包装リサイクル	もえないごみ かん 類	委託業者	中尾リサイクル センター	リサイクル業者
	もえないごみ び ん 類			指 定 法 人 リサイクル業者
	ペットボトル			指 定 法 人 リサイクル業者
	容 器 包 装 包装紙・紙箱類			リサイクル業者
	容 器 包 装 プラスチック ビニール類			指 定 法 人 リサイクル業者
	上記以外の硬質 プラスチック			指 定 法 人 リサイクル業者

もえないごみ	委託業者	中尾リサイクルセンター	(資源物) リサイクル業者 (残渣) さが西部クリーンセンター
	許可業者	野口商会 馬場商会	(資源物) リサイクル業者 (残渣) さが西部クリーンセンター
そ の 他	許可業者	野口商会 馬場商会	(資源物) リサイクル業者 (残渣) さが西部クリーンセンター

粗 大 ご み	委託業者	鹿島環境整備社	(資源物) リサイクル業者 (残渣) さが西部クリーンセンター
	許可業者	野口商会 馬場商会	(資源物) リサイクル業者 (残渣) さが西部クリーンセンター

(2) 集団回収

新 聞			リサイクル業者
	委託業者	鹿島環境整備社	
	許可業者	馬場商会	
雑 誌			リサイクル業者
	委託業者	鹿島環境整備社	
	許可業者	馬場商会	
古 着			リサイクル業者
	委託業者	鹿島環境整備社	
	許可業者	馬場商会	
段 ボ ー ル			リサイクル業者
	委託業者	鹿島環境整備社	
	許可業者	馬場商会	
ア ル ミ 缶			リサイクル業者
	委託業者	鹿島環境整備社	
	許可業者	馬場商会	

(3) 拠点回収

紙 パ ッ ク	委託業者	鹿島環境整備社	リサイクル業者
蛍 光 管	委託業者	鹿島環境整備社	リサイクル業者
乾 電 池	委託業者	鹿島環境整備社	リサイクル業者
水 銀 体 温 計	委託業者	鹿島環境整備社	リサイクル業者
食 品 ト レ ー	委託業者	鹿島環境整備社	さが西部クリーンセンター

※白色トレイは業者による自主回収

(4) 事業系ごみ回収分

- ①事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物を、さが西部クリーンセンターへ搬入することができる許可業者は、次に掲げるものとする。

有限会社 野 口 商 会、 合同会社 馬 場 商 会

- ②佐賀県農業協同組合の選果場から排出される事業系一般廃棄物を、運搬できる許可業者は、次に掲げるものとする。

佐賀環境整備 株式会社（搬入場所 白石地区有機センター）
有限会社 野口（搬入場所 有限会社 野口）

- ③一般廃棄物の収集運搬については、ごみの排出量等を勘案すると既存の収集運搬業の許可業者で適正に処理できるため、新規の収集運搬業は許可しないものとする。

3. 処 理 計 画

(1) ごみの排出抑制・再資源化計画

①排出抑制の方法

ごみの排出抑制のために市民・事業所・行政が以下の方策に取り組む。

項目	責務者		
	市民の責務	事業者の責務	行政の責務

教育・広報活動の充実	ごみ減量化の情報に積極的に耳を傾け、理解を深める。	ごみ減量化について事業所全体での理解を深める。	住民・事業者に対してごみの発生抑制・再生利用・更にはごみの適切な出し方に関する広報を徹底するとともに、循環型社会の形成に向けた取組みを実施する。
ライフスタイルの見直し啓発	節約を励行し、簡易包装・再生品等の利用に努め、廃棄物の発生の抑制に努める。	廃棄物の発生の少ない商品、再生利用が可能な商品の開発に努め、市民のライフスタイルの改善に貢献する。	ごみリサイクル、再生品使用、ライフスタイル見直しによるごみ減量効果等の啓発に努める。
包装容器の適正化	買い物袋持参、簡易包装商品の購入等包装容器廃棄物の排出抑制に努める。	過剰包装の見直し・改善、再生利用可能な包装容器の適用等に努め、包装容器の適正化を進める。	過剰包装の見直し、買い物袋持参運動の推進等を啓発し、包装容器適正化の市民運動を促進していく。
事業者の自己処理	—	事業活動にともなって発生した廃棄物は、自らの責任で適正に処理する。	事業者に自己処理責任を徹底し、排出抑制、再資源化・減量化を指導する。
環境美化推進員	環境美化推進員と共に、地域の環境美化に努める。	—	環境を美しく守る施策を推進する為に、環境美化推進員を委嘱する。
拠点回収の促進	ごみの分別排出に努め、拠点回収に積極的に参加する。	回収拠点の設置に協力する。	拠点回収の周知徹底に努めるとともに、回収拠点の整備に努める。
集団資源回収奨励	市の奨励金等の支援を活用し、資源ごみ回収活動を拡充していく。	資源ごみ回収団体の回収活動を積極的に支援する。	資源ごみ回収団体の活用できる制度等を充実させ、取り組んでいない自治

			会の活動を支援する。
分別排出の徹底	資源物の分別収集に積極的に協力する。 徹底して分別排出を行う。	分別排出に努める。	広報誌・地区説明会等を通し分別排出の普及啓発に努める。
ごみステーション	各行政区においてごみステーションの設置登録、管理、整備を推進する。	「事業所ごみ」としての理解を深め、自らの処理に努める。	ごみステーション新設・更新時に補助を行う。

②再資源化の方法及び量

資源物及び燃えないごみ・粗大ごみを選別し、資源化を図る。

(単位：t/年)

区 分		方 法	令和4年度
金属類	粗 大 鉄	選別・圧縮・保管後、リサイクル業者に引き渡す	2 5
	ガ ラ ア ル ミ	選別・圧縮・保管後、リサイクル業者に引き渡す	2
	自 転 車	選別・保管後、リサイクル業者に引き渡す	5
缶 類	ア ル ミ 缶	選別・圧縮・保管後、リサイクル業者に引き渡す	4 0
	ス チ ール 缶	選別・圧縮・保管後、リサイクル業者に引き渡す	3 0
び ん 類		選別・保管後、指定法人及びリサイクル業者に引き渡す	1 4 0
ペットボトル		選別・圧縮・保管後、指定法人に引き渡す	6 5
容器包装プラスチック・ビニール類		選別・圧縮・保管後、指定法人に引き渡す	5 0
上記以外の硬質プラスチック		選別・保管後、指定法人に引き渡す	5
容 器 包 装 包装紙・紙箱類		選別・保管後、リサイクル業者に引き渡す	3 0
紙 パ ッ ク		選別・保管後、リサイクル業者に引き渡す	1 0

新 聞	選別・保管後、リサイクル業者引き渡す	1 0 0
雑 誌	選別・保管後、リサイクル業者に引き渡す	6 0
古 着	選別・保管後、リサイクル業者引き渡す	4 0
段 ボ ー ル	選別・保管後、リサイクル業者に引き渡す	4 0
乾電池・小型充電式電池	選別・保管後、リサイクル業者引き渡す	5
蛍 光 管	選別・保管後、リサイクル業者に引き渡す	2
廃食用油	選別後、石鹼製造	2
堆肥用生ごみ	選別後、堆肥製造	9 0
小型家電	選別・保管後、リサイクル業者に引き渡す	2
合 計		7 4 3

不法投棄家電リサイクル搬出分

(単位:台)

品 目	令和4年度
エ ア コ ン	3
テ レ ビ	1 0
冷蔵庫、冷凍庫	5
洗 濯 機	2
合 計	2 0

※家電リサイクル対象品目については、市で保管し、再生事業者へ引き渡す。

(2) 収集運搬計画

①収集・運搬する廃棄物の量

○市及び委託業者・許可業者

(単位: t/年)

区 分	令和4年度
もえるごみ	6, 8 1 9

もえないごみ その他		2 4 3
粗大ごみ		3 8 9
容器包装リサイクル	もえないごみ かん類	1 0 0
	もえないごみ びん類	1 4 0
	ペットボトル	6 5
	容器包装の包装紙・紙箱類	3 0
	容器包装プラスチック・ビニール類	5 0
	上記以外の硬質プラスチック	5
小型家電		2
乾電池・小型充電式電池		5
蛍光管		2
紙パック		1 0
堆肥用生ごみ		9 0
新聞・雑誌・段ボール・古着		2 0 0
玉葱・みかん残渣		2 0 0
合 計		8, 3 5 0

(台数/年)

廃 家 電	2 0
-------	-----

②収集区域の範囲・収集回数及び収集方法

○鹿島市内全域の家庭系ごみ

区 分	収 集 方 法				備考
	主体	方式	形態	回数	
も え る ご み	委託業者	ステーション	定 期	週 2 回	指定袋
もえないごみ かん類	委託業者	ステーション	定 期	月 2 回	指定袋

もえないごみ ビン類	委託業者	ステーション	定 期	月 2 回	指定袋
もえないごみ その他	委託業者	ステーション	定 期	月 2 回	指定袋
容 器 包 装 プラスチック・ビニール類	委託業者	ステーション	定 期	週 1 回	指定袋
容 器 包 装 包 装 紙 ・ 紙 箱 類	委託業者	ステーション	定 期	週 1 回	指定袋
ペ ッ ト ボ ト ル	委託業者	ステーション	定 期	月 2 回	指定袋
粗 大 ご み	委託業者	ステーション	定 期	月 1 回	ステッカー
乾電池・小型充電式電池	委託業者	拠点	不定期	月 1 回	—
蛍 光 管	委託業者	拠点	不定期	月 1 回	—
紙 パ ッ ク	委託業者	拠点	不定期	週 1 回	—

○鹿島市内の事業系ごみ

区 分	収 集 方 法			備考
	主体	形態	回数	
事 業 系 ご み	事 業 所 許可業者	事業所 別回収	随時	

ア．事業者は、事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任で適正に処理し、廃棄物の減量化・資源化を念頭においた事業活動に努めるとともに、ごみ（再生利用しない）を袋で排出するときは、中身の分かる透明又は半透明の袋を用いる。

イ．事業系ごみの収集運搬については、市が許可した「許可業者」で行うものとする。「小規模事業所ごみステーション排出登録制度」に基づき申請をした事業者以外については、自治区が定めたごみステーションに排出できないものとする

（３）中間処理計画

処理施設の概要

①鹿島環境整備社

施設名称	鹿島環境整備社
------	---------

所在地	佐賀県鹿島市古枝乙1277番地1
面積	2,597 m ² (敷地面積)
構成施設	中間処理場・ストックヤード・リサイクルセンター

②リサイクルセンター（鹿島環境整備社内）

施設名称	中尾リサイクルセンター
施設概要	自動マルチコンパクタ
	ペットボトル・容器包装プラスチック・ビニール類 専用ストックヤード
面積	2,121 m ² (敷地面積)

（４）最終処分計画

さが西部クリーンセンター

①焼却施設の概要

施設名称	さが西部クリーンセンター（焼却施設）
所在地	佐賀県伊万里市松浦町山形 5092 番地 4
面積	30,000 m ² (敷地面積)
処理方式	ガス化溶隔方式（シャフト炉式）

②さが西部クリーンセンターへ搬入される廃棄物の搬入者別の内訳書（単位：t/年）

区 分	搬 入 方 法	令和4年度
家 庭 系 ご み	委託業者	4,400
	個人直接搬入	230
事 業 系 ご み	許可業者	2,400
	事業系直接搬入	20
合 計		7,050

③残渣量

（単位：t/年）

年 度	焼 却 残 渣	処 理 残 渣	最終処分量
令和4年度	0	0	0

④処理場の概要

施設名称	さが西部クリーンセンター
所 在 地	佐賀県伊万里市松浦町山形 5092 番地 4
処 理 能 力	205 t /24 h (102.5 t /24 h ×2 炉)
処 理 方 法	ガス化溶隔方式（シャフト炉式）
受入供給設備	ピット・アンド・クレーン方式
燃 焼 設 備	旋回燃焼方式

燃焼ガス冷却設備	廃熱全量ボイラー方式
排ガス処理設備	消石灰吹込、ろ過式集じん、アンモニア吹込、解媒脱硝
余熱利用設備	蒸気タービン発電[3,900kw]
溶隔物処理設備	水冷方式
発 電 出 力	3,900kw
建 設 年 度	平成 24 年 10 月～平成 27 年 12 月

⑤資源化施設（マテリアルリサイクル推進施設）

処 理 能 力	22 t /5 h
受入供給施設	ピット・アンド・クレーン方式
破 碎 設 備	低速回転破砕機（可燃性粗大ごみ） 高速回転破砕機（不燃ごみ、不燃性粗大ごみ）
選 別 設 備	磁選機、アルミ選別機、風力選別機
貯留・搬出設備	鉄類、アルミ類貯留バンカ、残渣搬送コンベヤ

（５）その他（住民に対する広報・啓発活動）

○主な実施施策

事 業 名	内 容
乾電池・蛍光管 の拠点回収	各地区公民館（５館）、市役所駐車場横及び市内スーパー（１店）に回収箱を設置し回収する。 ※ララベル鹿島は乾電池のみ
紙パックの 拠点回収	市内小中学校（１０校）、各地区公民館（５館）市役所駐車場横及び市内スーパー（３店）に回収箱を設置し回収する。 （スーパーモリナガ鹿島店・あんくる夢市場鹿島店・ララベル鹿島）
資源ごみ回収 奨励金事業	ごみの減量化・資源化を図るため、市民の自主的なリサイクル活動と意識向上の推進を目的として、回収を行う団体等に対して奨励金を支払う。
ごみステーション設備補助 事業	ごみの適正排出及び減量化並びに再資源化を図るため、ごみステーションの整備事業を実施する区に対し補助を行う。
広報啓発	ごみの排出抑制、資源循環型社会構築の為、市は広報による呼びかけ、イベント企画及び実施を行い、市民及び事業者の理解・協力を求める。
事業系ごみ 減量化・資源化 対策	減量優良事業所表彰制度を設け、周知する。 事業所ごとの排出状況の分析を行うとともに、廃棄物の減量化・資源化の助言・指導を行う。

不用品交換 登録制度	不用品の再利用をすすめ、資源を大切にする心を育む為、家庭で使わなくなった不用品や必要とする品物の情報を登録し、これを公共施設掲示板を通じて市民に提供する。
---------------	---

4. 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理計画

公共下水道事業の整備の推進、及び合併処理浄化槽整備事業の整備の促進により、雑排水未処理世帯の水洗化に努める。

①生活排水処理形態別人口

(単位：人)

処 理 形 態 別	令和4年度
公 共 下 水 道 人 口	8, 9 2 4
合併処理浄化槽人口	7, 3 3 3
単独処理浄化槽人口	1, 1 3 8
非 水 洗 化 人 口	1 0, 6 1 2
合 計	2 8, 0 0 7

②し尿及び生活雑排水処理施設 ○公共下水道処理施設

施設名称	鹿島市浄化センター
所 在 地	佐賀県鹿島市浜町字協和竈1 4 3 0 番地
処 理 開 始	平成6年1 0 月
敷 地 面 積	3 2, 3 0 0 m ²
処 理 方 式	標準活性汚泥法
計画処理能力	1 6, 7 0 0 m ³ /日 (現処理能力6, 2 0 0 m ³ /日)

③合併処理浄化槽整備

(単位：基)

区 分	令和4年度
5 人 槽	1 8

7 人 槽	3 5
1 0 人 槽	2
合 計	5 5

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理計画

鹿島・藤津地区衛生施設組合へ搬入し、陸上処理（膜分離高負荷生物脱窒素）後、最終処分施設において資源化を行う。

① 令和4年度収集運搬計画量

(k l / 年)

区 分	収 集 及 び 運 搬	
し尿計画収集	許可業者	1 6 , 1 0 0
浄化槽汚泥		7 , 0 0 0

②種別並びに収集・運搬及び処分方法

種 別	収 集 ・ 運 搬	処 分	
	処 理 主 体	処 理 主 体	処 理 方 法
生 し 尿	許可業者	鹿島・藤津地区衛生施設組合	焼却処分 処理水は放流
浄化槽汚泥	許可業者	鹿島・藤津地区衛生施設組合	焼却処分 処理水は放流

ア．生し尿及び浄化槽汚泥を、鹿島・藤津地区衛生施設組合へ搬入することができる許可業者は、次に掲げるものとする。

有限会社 藤津 清掃 社、株式会社 有明 清掃 社、有限会社 鹿島 清掃 社

イ．し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬については、収集量等を勘案すると既存の収集運搬業の許可業者で適正に処理できるため、新規の収集運搬業は許可しないものとする。

③中間処理施設

施設名称	鹿島・藤津地区衛生施設組合
所 在 地	佐賀県鹿島市大字中村6 4 1 番地 1
処 理 開 始	平成 1 1 年 3 月
敷 地 面 積	7 , 5 0 4 . 2 2 m ³
処 理 方 式	膜分離高負荷生物脱窒素
計画処理能力	1 1 0 KL / 日